

農薬登録 使用時期確認表(園芸)

令和3年4月 JA全農ちば 営農支援部

登録	内容
収穫前日 収穫〇日前	前日:散布作業～収穫まで24時間の間隔をあける。厳密に計ることは難しいが、少なくとも使用当日は収穫できない。 〇日前:散布してから〇日間空ける。中日を数えるので注意。例 3日前 → 1月22日使用なら収穫可能は1月25日から。
収穫開始〇日前	その作での最初の収穫日の〇日前。一度収穫が始まったら収穫期間中は使用できない 特にイチゴ・トマトなど収穫期が長い作物に多い登録
播種直前(定植直前)	播種・定植作業の中で使用される(使用日は播種日・定植日と同日になる)
播種時(定植時)	
播種前(定植前)	播種・定植作業より前に行う(使用日は播種日・定植日より前の日付～同日までの期間になる)
育苗期後半	育苗期(播種～定植まで)の後半。作物等でも生育は異なるので、明確に〇日間とは表せない。 この登録を持つ農薬は、①育苗期に薬剤を吸収させて、定植後も効果を維持する、②定植まで苗に病害虫がつかないようにすることが目的。 例えば、①が目的ならば通常定植の3～7日前に使用する、②が目的ならば定植の2～3週間前に使用する。
出芽前・発芽前	除草剤など土壌に薬剤を使用する薬剤が持つことの多い登録。出芽＝目が地表に出たとき、発芽＝目が出たとき(通常はまだ土中)。実際は播種後すぐ使用する場合が多い。このような薬剤は①作物への薬害回避(芽に農薬成分があたらないようにする)、②雑草への効果安定のため時期を定めているので、対象が作物・雑草どちらの場合でも地表に目が出てから(出芽のタイミング)では効果面でも不適。
雑草発生前	雑草の発生前(芽が出てくる前)。上記と同様に、この登録の剤は雑草の発生前に土壌に成分を広げておき、出芽を防ぐことが目的なので、通常は雑草が出てからでは効果が出ない。
雑草生育期	雑草が芽を出し、生長している時期。雑草発生前と異なり、発生後の雑草に直接に散布する場合が多い。
(雑草茎葉散布)	特に雑草 <u>のみ</u> に散布する使用方法。多くの場合は作物へかかった場合に薬害等のリスクがある。
萌芽前	イモ類に多い登録。萌芽＝埋めた種イモのツル(芽)が地面から出てきた時。植え付け～ツル(芽)が出る前までに使用する。
生育期	播種～(育苗)～収穫までの期間。また、収穫前日数が合わせて決められている場合が多いため、そちらも守って使用する。
(病害虫の)発生初期	対象病害虫の発生初期。圃場での判断が必要。薬剤効果として、発生後では効果が出ない、または効果が非常に下がってしまう。
—(なし)	使用時期に制限はない。ただし、収穫物に薬剤の汚れが付くことなどとは別問題なので注意。